

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月27日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第6号

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号を第23号とし、第25号を第24号とし、同号の次に次の1号を加える。

(25) 一般財団法人京都市上下水道サービス協会

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)